

平成 21 年 1 月 9 日

各 位

会 社 名：日本インテグランドホールディングス株式会社
代表者名：代表取締役社長 桐野 誠和
(コード：1416 大証 2 部)
問合せ先：専務取締役 川上 耕司
電話番号：06-6458-5561 (代)

エヌアイエイチ・インベストメント株式会社による当社株券等に対する
公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 9 日開催の取締役会において、エヌアイエイチ・インベストメント株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社株券等に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について下記の通り賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせ致します。

なお、本決議は、本公開買付けが成立した場合には、その後、公開買付者がシーエルエスエー・サンライズ・キャピタル・エル・ピー（以下「CLSA サンライズキャピタル」といいます。）が現在保有する当社の普通株式と合わせて当社の発行済株式（但し、自己株式を除きます。）及び新株予約権の全てを取得する手続きを実施することを企図していること並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提としております。

記

1. 公開買付者の概要

(1)	商 号	エヌアイエイチ・インベストメント株式会社	
(2)	事 業 内 容	当社株式の取得及び保有を目的に設立	
(3)	設 立 年 月 日	平成 20 年 12 月 5 日	
(4)	本 店 所 在 地	東京都港区東新橋一丁目 9 番 2 号	
(5)	代表者の役職・氏名	代表取締役 クリストファー・シーバー	
(6)	資 本 金	500,000 円	
(7)	大株主及び持株比率	CLSA サンライズキャピタル 100.00%	
(8)	公開買付者と当社の関係等	資 本 関 係	該当事項はありません。
		人 的 関 係	当社の取締役である清塚徳は、公開買付者の取締役を兼任しており、当社の監査役である中道克明は、公開買付者の監査役を兼任しております。
		取 引 関 係	該当事項はありません。
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

2. 本公開買付けをする株券等の種類

- (1) 普通株式
- (2) 新株予約権

- ① 平成 20 年 7 月 1 日の株式移転により当社の完全子会社となった機動建設工業株式会社（以下「機動建設工業」といいます。）が平成 17 年 8 月 26 日開催の定時株主総会の決議及び平成 17 年 8 月 29 日開催の取締役会の決議に基づき発行した会社法第 773 条に定める株式移転計画新株予約権に代わる新株予約権として、平成 20 年 7 月 1 日に交付された新株予約権（以下「第 1 回新株予約権」といいます。）
- ② 機動建設工業が平成 18 年 8 月 18 日開催の取締役会の決議に基づき発行した会社法第 773 条に定める株式移転計画新株予約権に代わる新株予約権として、平成 20 年 7 月 1 日に交付された新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といい、第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権と併せて「本新株予約権」と総称します。）

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 21 年 1 月 9 日開催の取締役会において、本公開買付けの実施について、賛同の意見を表明することを決議いたしました。

当社は、当社の株主及び本新株予約権の新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けに応募することをお勧めいたします。

(2) 本公開買付けの概要

公開買付者は、当社の発行済株式及び本新株予約権を取得し保有することを目的として設立され、世界有数の資産規模を誇るクレディアグリコール銀行（本店フランス）グループに属し、アジア有数の投資銀行である CLSA グループのプライベートエクイティ投資会社である CLSA キャピタル・パートナーズが運営する日本特化型プライベートエクイティファンドである CLSA サンライズキャピタル（運用総額 345 百万米ドル）が発行済株式総数の 100%を保有する買収目的会社です。

CLSA サンライズキャピタルは、本日現在、当社の株式を 12,686,000 株（本日現在の当社の発行済株式の総数に対する所有株式の割合（以下「株式所有割合」といいます。）：32.14%（小数点以下第三位を四捨五入しています。））保有しており、また公開買付者は、当社株式を直接には保有しておりません。

公開買付者は、CLSA サンライズキャピタルが現在保有する当社の普通株式と合わせて当社の発行済株式（但し、自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、CLSA サンライズキャピタルは、本日現在保有する当社株式については、本公開買付けに応募せず、本公開買付け後に予定されている組織再編の実現に必要な手続の履践等に協力を行う予定です。

これに対し、当社は、公開買付者の所属する CLSA グループとの間の提携関係の強化を目的とした本公開買付けの提案を受け、慎重に協議及び検討を進めた結果、平成 21 年 1 月 9 日開催の取締役会において、本公開買付けが当社の企業価値向上に資するものであると判断し、賛同を表明する旨の決議を行いました。

本公開買付けへの応募につきましては、株主の皆様において自らの責任においてご判断していただくこととなります。

(3) 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

機動建設工業は、昭和 21 年 10 月、創業者の木村又左衛門により土木建築請負及び建築材料の販売を主な目的として、資本金 18 万円で兵庫県武庫郡（現兵庫県神戸市）に設立されました。以後、わが国初の推進工法による管理設工事の成功を背景に各地で同工法による管理設工事を施工してまいりました。機動建設工業は、昭和 59 年 8 月に国際コンクリート株式会社と合併、事業分野をプレストレストコン

クリート（以下「PC」といいます。）工法による橋梁・タンクの築造にまで業容を拡大し、平成8年3月に機動建設工業株式は株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第二部に上場を果たしました。また機動建設工業は、平成18年3月に日本建設株式会社（以下「日本建設」といいます。）を子会社化することにより民間建築への本格参入を果たし、また平成18年5月には台湾機動建設工程股份有限公司（海外子会社）を設立して海外での推進工事市場にも本格的な進出を果たしました。その後、平成20年7月1日に機動建設工業が株式移転及び吸収分割等のグループ内組織再編を行うことにより、当社は機動建設工業及び日本建設の2社を事業の中核企業とした連結子会社6社で構成される持株会社体制に移行しました。当社は、現在、国内外の民間企業、中央省庁及び地方公共団体等から建築・土木その他の建設工事全般を受注し、工事施工を行うほか、中規模不動産へのバリューアップ投資業務に従事しております。

機動建設工業は、企業価値向上への施策の一環として、平成18年8月に第三者割当増資を行い、また子会社の日本建設株式の一部を譲渡することにより、公開買付者の100%親会社であるCLSA サンライズキャピタルと資本提携関係（以下「本提携」といいます。）を構築しました。CLSA サンライズキャピタルは、本提携実施以来、大株主の立場から当社グループの経営に関与して参り、経営体制面においては、社外役員を派遣することを通じた当社グループのコーポレートガバナンスの強化、及びより効率的なグループ運営に資するホールディングカンパニー体制への移行、また事業面においては、当社グループの推進工事におけるアジア展開、当社グループの企業価値創造に資する国内外における戦略的提携又はM&A機会の検討、及び第三者割当増資資金を活用した機動的な不動産投資活動等の側面から支援を続けて参りました。

当社グループは、現経営陣のリーダーシップの下、国内トップシェアの推進工事業、PC工事業及び不動産投資事業からなる機動建設工業と民間建設を主力事業とする日本建設の2社を中核とする官需と民需にバランスのとれたビジネスポートフォリオを構築し、また、推進工事の新規市場開拓を目指すアジア展開、収益性重視の受注体制の遂行、コスト構造の見直し、その他企業価値向上のための適切な経営施策を講じることで、堅調な業績を達成してきました。

他方、当社グループが事業を行う建設・不動産業界に目を向けると、減少する政府建設投資の影響、建築基準法の改正による住宅着工遅延等の影響、鋼材を始めとする原材料価格の変動、競争の激化によるマージンの縮小、そして昨今の金融及び不動産不況といった厳しい環境に直面しております。

こうした厳しい経営環境の中で、今後当社グループを更に中長期的に発展させるためには、環境変化に応じて各事業の見直しを行い、撤退や縮小をも含めた大胆な組織再編や人員の再配置を実施するとともに、コスト削減を目的とした資産処分、更なる市場確保のための海外投資などを、一貫した経営理念に基づき、断固として行っていくことが不可欠であると認識しております。しかしながら、当社グループにおいてこれらを実行する過程では、一時的にせよ売上の低迷や損益の悪化など、短期的には業績面にネガティブな影響を与えうるリスクがあります。これら短期的なリスクを伴う施策は、近年短期的志向を強めている資本市場からは、十分な理解が得られない可能性があり、その結果、当社株主の皆様に対しても短期的にはマイナスの影響を及ぼす可能性も否定できないと考えております。したがって、こうした施策を、機動的かつ抜本的に実施するためには、中長期的視点をもった株主と経営陣・従業員が一体となってこれに取り組む必要があります。

以上を踏まえ、公開買付者及びCLSA サンライズキャピタルは、当社の企業価値向上のための必要な施策を迅速に実施するためには、短期的な利益を求められがちな公開会社であるよりも、戦略的非公開化を行うとともに、本提携の枠組みを超えた強固な資本関係を当社と構築することが必要かつ効果的であると考えに至り、本公開買付けを当社に提案いたしました。その後、両社にて慎重に協議を進めた結果、当社は提案内容につき賛同するに至り、公開買付者は本公開買付けを実施することといたしました。

なお、当社は、上記の通り、当社の企業価値向上のため本公開買付け及びその後の非公開化並びに公開買付者及びCLSA サンライズキャピタルとの資本提携の強化に賛同することから、本公開買付けの実施に先立ち、公開買付者との間で、当社が本公開買付けに賛同することの他、当社が正当な理由なく当該賛同決議を撤回せず本公開買付けの実施を妨げるような行為は行わないこと、並びに当社、当社の子会社及び関連会社がその事業について重大な影響を与える行為を行う場合には予め公開買付者の承認を

得ること等を内容とする合意書を締結しております。

- (4) 株主に対して当該買付け等に応募することを勧めることが妥当であると判断した根拠（公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を含みます。）

当社は本日現在において公開買付者の子会社ではありませんが、公開買付者の発行済株式総数の100%を保有する CLSA サンライズキャピタルは、当社の普通株式 12,686,000 株（所有株式割合 32.14%）を保有しており、当社に対して取締役及び監査役を派遣しています。このような状況を踏まえ、公開買付者及び当社は、以下のように本公開買付けの公正性を担保するための配慮を行っております。

公開買付者は、本公開買付けに至る意思決定過程における恣意性を排除するため、大和証券エスエムビーシー株式会社（以下「大和証券エスエムビーシー」といいます。）をフィナンシャル・アドバイザーとして選任し、また、西村あさひ法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ながら、慎重に議論・検討を重ねてまいりました。

公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である大和証券エスエムビーシーが平成 21 年 1 月 7 日付で提出した株式価値算定書の株価レンジを勘案して、1 株当たり株式価値の範囲を当該算定結果の下限値である 30 円から上限値である 92 円の範囲内で検討し、当社による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社の既存株主の皆様に対して当社株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であるという判断の下、過去の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例をも踏まえた上で、平成 21 年 1 月 9 日開催の取締役会において、本公開買付価格を 1 株当たり 76 円と決定しました。

一方当社は、買付価格に対する意思決定において、不当に恣意的な判断がなされないよう、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるアビーム M&A コンサルティング株式会社（以下「アビーム M&A コンサルティング」といいます。）に当社の株式価値の評価を依頼し、平成 21 年 1 月 8 日、アビーム M&A コンサルティングより株式価値算定書を取得しました（なお、当社は、第三者算定機関より公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。アビーム M&A コンサルティングは当社の株式価値を評価するにあたり、本件における評価手法を検討した結果、市場株価法及び DCF 法を用いて当社の株式価値評価を行いました。当該株式価値算定書によると、市場株価法においては、平成 21 年 1 月 8 日を評価基準日として、基準日終値、1 ヶ月単純平均及び出来高加重平均、3 ヶ月単純平均及び出来高加重平均によって株式価値を評価し、DCF 法においては、当社の収益予測等の諸要素を前提とし、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、株式価値を評価しております。当該株式価値算定書によると、当社の株式 1 株あたりの株式価値は、市場株価法で 28 円から 30 円、DCF 法では 61 円から 83 円のレンジで評価されております。また、当社は、意見表明の適法性等に関して、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同から法的助言を受け、これらを参考にしつつ、平成 21 年 1 月 9 日開催の当社取締役会において、本公開買付けの諸条件について慎重に検討した結果、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同することにつき承認可決しました。

なお、当社取締役のうち、清塚徳氏は、公開買付者の発行済株式総数の 100%を保有する CLSA サンライズキャピタルより指名された取締役でありますので、利益相反回避の観点から、当社における本公開買付けに関する審議及び決議に参加しておりません。

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間を法令に定められた最低期間が 20 営業日であるところを 30 営業日としております。

公開買付期間を比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と当社との間で、他の買付者による当社株式の買付けを阻害するような合意は存在しておらず、当社取締役会の判断の公正性（買付価格の適正性）を客観的にも担保していると考えております。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記のとおり、CLSA サンライズキャピタルが現在保有する当社の普通株式と合わせて当社の発行済株式（但し、自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得する方針であり、本公開買付けにより CLSA サンライズキャピタルが現在保有する当社の普通株式と合わせて当社の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、下記の一連の手続（以下「本手続」といいます。）により当社の株主の皆様に対して当社株式売却の機会を提供しつつ、CLSA サンライズキャピタルが現在保有する当社の普通株式と合わせて当社の発行済株式（但し、自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者及び CLSA サンライズキャピタルは、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下、同じ。）を付す旨の定款変更すること、③全部取得条項の付された普通株式の取得と引換えに別個の種類の当社株式を交付すること、及び④上記①乃至③を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを当社に対し要請する予定です。また、本手続を実行するに際しては、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者及び CLSA サンライズキャピタルは、当社に対し、⑤本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。

本公開買付けが成立し、本臨時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合には、公開買付者及び CLSA サンライズキャピタルは本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各議案が承認可決され、各手続が実行された場合、当社の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主の皆様には当該取得の対価として別個の当社株式が交付されることとなります。当社の全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として当社の株主に対して交付される当社株式の数は、本日現在未定ですが、公開買付者及び CLSA サンライズキャピタルが合わせて当社の全ての発行済株式（当社の自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、公開買付者及び CLSA サンライズキャピタルは、当社に対し、公開買付者及び CLSA サンライズキャピタル以外の本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様に対し交付される当社株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。そのため、公開買付者及び CLSA サンライズキャピタル以外の当社の株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること（当社がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却の結果、株主の皆様に交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、この金額は当社の財務内容や業績の重大な変動等の特段の事情及び裁判所の判断等により、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。

上記の手続に関連する少数株主の皆様の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i) 上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更をするに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、当社の株主の皆様がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、当社の株主の皆様が当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの (i) 又は (ii) の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっての必要な手続等に関しては、株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、公開買付者は本手続を実行する義務を負うものではなく、また、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者による当社株式の所有割合及び公開買付者以外の当社株主の皆様が当社株式の保有状況等によっては、公開買付者は、上記方法に代えて、他の方法により CLSA サンライズキャピタルが現在保有する当社の普通株式と合わせて当社の発行済株式（但し、自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得する可能性があります。

本手続後、公開買付者及び CLSA サンライズキャピタルは当社に対して公開買付者又はその指定する者と合併することを決定すること等を要請する予定です。

また、本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの当社の本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、買入れ消却、組織再編の過程で対価として金銭等を交付することその他の方法で消滅させることを予定しておりますが、現時点でその方法は決定しておりません。

本公開買付けへの応募、本手続に際しての金銭の交付又は本手続に際しての株式買取請求権の行使に基づく当社株式の買取り等に係る税務上の取扱いについては、株主各位において税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします

なお、公開買付者及び CLSA サンライズキャピタルは、当社グループの企業価値の向上のため、当社の役員が原則として本公開買付け及び本手続後も特段の事情がない限り引き続き当社の経営に関与していくことを想定しております。また、当社は、平成 21 年 1 月 9 日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成 21 年 5 月期の期末配当を無配とすることを決議しております。

（６）上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、現在、大阪証券取引所市場第二部に上場していますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、当社株式は、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所の規程に従い、所定の手続を経て上場廃止になる可能性があります。また、公開買付者は、本手続により、CLSA サンライズキャピタルが現在保有する当社の普通株式と合わせて当社の発行済株式（但し、自己株式を除きます。）及び新株予約権の全てを取得することが予定されておりますので、その場合には、当社株式は、大阪証券取引所の規程に従い所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を大阪証券取引所において取引することはできません。また、本手続が行われる場合、当社の全部取得条項が付された普通株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類別の当社株式の上場申請は行われない予定です。

（７）上場廃止を目的とする公開買付けをすることを勧める理由及び代替措置の検討状況

当社は、上記記載のとおり、本公開買付け及び本手続を含む一連の取引によって、短期的には損益にネガティブな影響を与えうる更なる海外展開や資産処分を含む経営資源の再配分といった一貫した経営理念に基づく企業価値創造に向けた抜本的な経営施策を遂行することに伴うリスクを当社の一般株主の皆様へ負って頂くことを回避するとともに、企業価値向上のための必要な施策を迅速に実施するためには、短期的な利益を求められがちな公開会社であるよりも、戦略的非公開化を行うことが望ましいと考えるに至りました。

また、公開買付者は、当社の少数株主の皆様の利益を害することのないよう、上場廃止に伴う代替措置として、上記記載の方法により、本公開買付けによって取得できなかった当社株式を保有する株主の皆様に対して、当社株式にかかる株式買取請求権行使の機会を提供しつつ、当社の発行済株式の全てを取得することを予定しております。なお、本手続が行われる場合に交付される金銭の額は、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、この金額は当社の財務内容や業績の重大な変動等の特段の事情及び裁判所の判断等により、本公開買付けの買付価格と異なることがあります。

（８）公開買付者と当社の株主の皆様との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、CLSA サンライズキャピタルとの間で、CLSA サンライズキャピタルが本公開買付けに応募しないこと、及び本公開買付け後に予定されている本臨時株主総会及び本種類株主総会において、

CLSA サンライズキャピタルと共同してその議決権を行使すること等を合意しております。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。
5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。
6. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。
7. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

以 上

添付資料：

「日本インテグランドホールディングス株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」
(エヌアイエイチ・インベストメント株式会社による当社株券等の買付け等の概要)

平成 21 年 1 月 9 日

各 位

会 社 名：エヌアイエイチ・インベストメント株式会社
代表者名：代表取締役 クリストファー・シーバー

日本インテグランドホールディングス株式会社株券等に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

エヌアイエイチ・インベストメント株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 21 年 1 月 9 日開催の取締役会において、下記の通り、日本インテグランドホールディングス株式会社（大証 2 部 コード番号：1416 以下「対象者」といいます。）が発行する普通株式（但し、自己株式を除きます。）及び新株予約権の全てを対象として金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせ致します。

なお、対象者は本日の取締役会にて、本公開買付けの賛同を表明する旨の決議を行っております。

記

1. 買付け等の目的

（1）公開買付け等の概要

公開買付者は、対象者の発行済株式及び新株予約権を取得し保有することを目的として設立され、世界有数の資産規模を誇るクレディアグリコール銀行(本店フランス)グループに属し、アジア有数の投資銀行である CLSA グループのプライベートエクイティ投資会社である CLSA キャピタル・パートナーズが運営する日本特化型プライベートエクイティファンドであるシーエルエスエー・サンライズ・キャピタル・エル・ピー（以下「CLSA サンライズキャピタル」といいます。）（運用総額 345 百万米ドル）が発行済株式総数の 100%を保有する買収目的会社です。

CLSA サンライズキャピタルは、本日現在、対象者の株式を 12,686,000 株（本日現在の対象者の発行済株式の総数に対する所有株式の割合（以下「株式所有割合」といいます。）：32.14%（小数点以下第三位を四捨五入しています。））保有しており、また公開買付者は、対象者株式を直接には保有しておりません。

公開買付者は、CLSA サンライズキャピタルが現在保有する対象者の普通株式と合わせて対象者の発行済株式（但し、自己株式を除きます。）及び新株予約権の全てを取得することを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、CLSA サンライズキャピタルは、本日現在保有する対象者株式については、本公開買付けに応募せず、本公開買付け後に予定されている組織再編の実現に必要な手続の履践等に協力を行う予定です。

これに対し、対象者は、公開買付者の所属する CLSA グループとの間の提携関係の強化を目的とした本公開買付けの提案を受け、慎重に協議及び検討を進めた結果、平成 21 年 1 月 9 日開催の取締役会において、本公開買付けが対象者の企業価値の向上に資するものであると判断し、賛同を表明する旨の決

議を行っています。

本公開買付けへの応募につきましては、株主の皆様において自らの責任においてご判断していただくことになります。

(2) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

機動建設工業株式会社（以下「機動建設工業」といいます。）は、昭和 21 年 10 月、創業者の木村又左衛門により土木建築請負及び建築材料の販売を主な目的として、資本金 18 万円で兵庫県武庫郡（現兵庫県神戸市）に設立されました。以後、わが国初の推進工法による管理設工事の成功を背景に各地で同工法による管理設工事を施工してまいりました。機動建設工業は、昭和 59 年 8 月に国際コンクリート株式会社と合併、事業分野をプレストレストコンクリート（以下「PC」といいます。）工法による橋梁・タンクの築造にまで業容を拡大し、平成 8 年 3 月に機動建設工業株式は株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第二部に上場を果たしました。また機動建設工業は、平成 18 年 3 月に日本建設株式会社（以下「日本建設」といいます。）を子会社化することにより民間建築への本格参入を果たし、また平成 18 年 5 月には台湾機動建設工程股份有限公司（海外子会社）を設立して海外での推進工事市場にも本格的な進出を果たしました。その後、平成 20 年 7 月 1 日に機動建設工業が株式移転及び吸収分割等のグループ内組織再編を行うことにより、対象者は機動建設工業及び日本建設の 2 社を事業の中核企業とした連結子会社 6 社で構成される持株会社体制に移行しました。対象者は、現在、国内外の民間企業、中央省庁及び地方公共団体等から建築・土木その他の建設工事全般を受注し、工事施工を行うほか、中規模不動産へのバリューアップ投資業務に従事しております。

機動建設工業は、企業価値向上への施策の一環として、平成 18 年 8 月に第三者割当増資を行い、また子会社の日本建設株式の一部を譲渡することにより、公開買付者の 100%親会社である CLSA サンライズキャピタルと資本提携関係（以下「本提携」といいます。）を構築しました。CLSA サンライズキャピタルは、本提携実施以来、大株主の立場から対象者グループの経営に関与して参り、経営体制面においては、社外役員を派遣することを通じた対象者グループのコーポレートガバナンスの強化、及びより効率的なグループ運営に資するホールディングカンパニー体制への移行、また事業面においては、対象者グループの推進工事におけるアジア展開、対象者グループの企業価値創造に資する国内外における戦略的提携又は M&A 機会の検討、及び第三者割当増資資金を活用した機動的な不動産投資活動等の側面から支援を続けて参りました。

対象者グループは、現経営陣のリーダーシップの下、国内トップシェアの推進工事事業、PC 工事業業及び不動産投資事業からなる機動建設工業と民間建設を主力事業とする日本建設の 2 社を中核とする官需と民需にバランスのとれたビジネスポートフォリオを構築し、また、推進工事の新規市場開拓を目指すアジア展開、収益性重視の受注体制の遂行、コスト構造の見直し、その他企業価値向上のための適切な経営施策を講じることで、堅調な業績を達成してきました。

他方、対象者グループが事業を行う建設・不動産業界に目を向けると、減少する政府建設投資の影響、建築基準法の改正による住宅着工遅延等の影響、鋼材を始めとする原材料価格の変動、競争の激化によるマージンの縮小、そして昨今の金融及び不動産不況といった厳しい環境に直面しております。

こうした厳しい経営環境の中で、公開買付者及び CLSA サンライズキャピタルは、今後対象者グループを更に中長期的に発展させるためには、短期的には損益にネガティブな影響を与えうる更なる海外展開や資産処分を含む経営資源の再配分といった、一貫した経営理念に基づく企業価値創造に向けた抜本的な経営施策を遂行することが必要不可欠との認識をもっており、こうした経営課題に適確に対応していくためには、中長期的な視点からグループ経営を推進できる体制を構築することが急務であると認識するに至り、対象者との間でも継続的に協議を重ねてきました。

以上を踏まえ、公開買付者及び CLSA サンライズキャピタルは、対象者の企業価値向上のための必要な施策を迅速に実施するためには、短期的な利益を求められがちな公開会社であるよりも、戦略的非公開化を行うとともに、本提携の枠組みを超えた強固な資本関係を対象者と構築することが必要かつ効果的であると考えに至り、本公開買付けを対象者に提案いたしました。その後、両社にて慎重に協議を進めた結果、対象者は提案内容につき賛同するに至り、公開買付者は本公開買付けを実施することといたしました。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等

対象者は本日現在において公開買付者の子会社ではありませんが、公開買付者の発行済株式総数の100%を保有する CLSA サンライズキャピタルは、対象者の普通株式 12,686,000 株（所有株式割合 32.14%）を保有しており、対象者に対して取締役及び監査役を派遣しています。このような状況を踏まえ、公開買付者及び対象者は、以下のように本公開買付けの公正性を担保するための配慮を行っております。

公開買付者は、本公開買付けに至る意思決定過程における恣意性を排除するため、大和証券エスエムビーシー株式会社（以下「大和証券エスエムビーシー」といいます。）をフィナンシャル・アドバイザーとして選任し、また、西村あさひ法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ながら、慎重に議論・検討を重ねてまいりました。

公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券エスエムビーシーが平成 21 年 1 月 7 日付で提出した株式価値算定書の株価レンジを勘案して、1 株当たり株式価値の範囲を当該算定結果の下限値である 30 円から上限値である 92 円の範囲内で検討し、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者の既存株主の皆様に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であるという判断の下、過去の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例をも踏まえた上で、平成 21 年 1 月 9 日開催の取締役会において、本公開買付価格を 1 株当たり 76 円と決定しました。

一方対象者は、買付価格に対する意思決定において、不当に恣意的な判断がなされないよう、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるアビーム M&A コンサルティング株式会社（以下「アビーム M&A コンサルティング」といいます。）に対象者の株式価値の評価を依頼し、平成 21 年 1 月 8 日、アビーム M&A コンサルティングより株式価値算定書を取得しました（なお、対象者は、第三者算定機関より公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。アビーム M&A コンサルティングは対象者の株式価値を評価するにあたり、本件における評価手法を検討した結果、市場株価法及び DCF 法を用いて対象者の株式価値評価を行いました。当該株式価値算定書によると、市場株価法においては、平成 21 年 1 月 8 日を評価基準日として、基準日終値、1 ヶ月単純平均及び出来高加重平均、3 ヶ月単純平均及び出来高加重平均によって株式価値を評価し、DCF 法においては、対象者の収益予測等の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、株式価値を評価しております。当該株式価値算定書によると、対象者の株式 1 株あたりの株式価値は、市場株価法で 28 円から 30 円、DCF 法では 61 円から 83 円のレンジで評価されております。また、対象者は、意見表明の適法性等に関して、対象者及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同から法的助言を受け、これらを参考にしつつ、平成 21 年 1 月 9 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件について慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同することにつき承認可決しました。

なお、対象者取締役のうち、清塚徳氏は、公開買付者の発行済株式総数の 100%を保有する CLSA サンライズキャピタルより指名された取締役でありますので、利益相反回避の観点から、対象者における本公開買付けに関する審議及び決議に参加しておりません。

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間を法令に定められた最低期間が 20 営業日であるところを 30 営業日としております。

公開買付期間を比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と対象者との間で、他の買付者による対象者株式の買付けを阻害するような合意は存在しておらず、対象者取締役会の判断の公正性（買付価格の適正性）を客観的にも担保していると考えております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記のとおり、CLSA サンライズキャピタルが現在保有する対象者の普通株式と合わせて対象者の発行済株式（但し、自己株式を除きます。）及び新株予約権の全てを取得する方針であり、本公開買付けにより CLSA サンライズキャピタルが現在保有する対象者の普通株式と合わせて対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、下記の一連の手続（以下「本手続」といいます。）により対象者の株主の皆様に対して対象者株式売却の機会を提供しつつ、CLSA サンライズキャピタルが現在保有する対象者の普通株式と合わせて対象者の発行済株式（但し、自己株式を除きます。）及び新株予約権の全てを取得することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者及び CLSA サンライズキャピタルは、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下、同じ。）を付す旨の定款変更をすること、③全部取得条項の付された普通株式の取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付すること、及び④上記①乃至③を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを対象者に対し要請する予定です。また、本手続を実行するに際しては、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者及び CLSA サンライズキャピタルは、対象者に対し、⑤本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。

本公開買付けが成立し、本臨時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合には、公開買付者及び CLSA サンライズキャピタルは本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各議案が承認可決され、各手続が実行された場合、対象者の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様には当該取得の対価として別個の対象者株式が交付されることとなります。対象者の全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として対象者の株主の皆様に対して交付される対象者株式の数は、本日現在未定ですが、公開買付者及び CLSA サンライズキャピタルが合わせて対象者の全ての発行済株式（対象者の自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、公開買付者及び CLSA サンライズキャピタルは、対象者に対し、公開買付者及び CLSA サンライズキャピタル以外の本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様に対し交付される対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。そのため、公開買付者及び CLSA サンライズキャピタル以外の対象者の株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること（対象者がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却の結果、株主の皆様が交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、この金額は対象者の財務内容や業績の重大な変動等の特段の事情及び裁判所の判断等により、本公開買付けの買付価格と異なることがあります。

上記の手続に関連する少数株主の皆様の権利保護を目的とした会社法上の規定として、（i）上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更をするに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ii）上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様が当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの（i）又は（ii）の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっての必要な手続等に関しては、株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、公開買付者は本手続を実行する義務を負うものではなく、また、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者による対象者株式の所有割合及び公開買付者以外の対象者株主の皆様の対象者株式の保有状況等によっては、公開買付者は、上記方法に代えて、他の方法により CLSA サンライズキャピタルが現在保有する対象者の普通株式と合わせて対象者の発行済株式（但し、自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得する可能性があります。

本手続後、公開買付者及び CLSA サンライズキャピタルは対象者に対して公開買付者又はその指定する者と合併することを決定すること等を要請する予定です。

また、本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの対象者の本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、買入れ消却、組織再編の過程で対価として金銭等を交付することその他の方法で消滅させることを予定しておりますが、現時点でその方法は決定しておりません。

本公開買付けへの応募、本手続に際しての金銭の交付又は本手続に際しての株式買取請求権の行使に基づく対象者株式の買取り等に係る税務上の取扱いについては、株主各位において税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします

なお、公開買付者及び CLSA サンライズキャピタルは、対象者グループの企業価値の向上のため、対象者の役員が原則として本公開買付け及び本手続後も特段の事情がない限り引き続き対象者の経営に関与していくことを想定しております。また、対象者は、平成 21 年 1 月 9 日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成 21 年 5 月期の期末配当を無配とすることを決議しております。

（５）上場廃止となる見込み

対象者株式は、現在、大阪証券取引所市場第二部に上場していますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券の数に上限を設定していないため、対象者株式は、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所の規程に従い、所定の手続を経て上場廃止になる可能性があります。また、公開買付者は、本手続により、CLSA サンライズキャピタルが現在保有する対象者の普通株式と合わせて対象者の発行済株式（但し、自己株式を除きます。）及び新株予約権の全てを取得することが予定されておりますので、その場合には、対象者株式は、大阪証券取引所の規程に従い所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、対象者株式を大阪証券取引所において取引することはできません。また、本手続が行われる場合、対象者の全部取得条項が付された普通株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われない予定です。

2. 買付け等の概要

（１）対象者の概要

① 商号	日本インテグランドホールディングス株式会社
② 事業内容	建設業、不動産事業を事業内容とする子会社の経営・財務管理
③ 設立年月日	平成20年 7 月 1 日
④ 本店所在地	大阪府大阪市福島区福島 4 丁目 6 番31号
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 桐野 誠和
⑥ 資本金の額	2,000百万円（平成20年 9 月30日現在）
⑦ 大株主及び持株比率（平成20年 7 月 1 日現在）	
シーエルエスエー・サンライズ・キャピタル・エル・ピー	32.14%
大阪証券金融株式会社	5.63%
株式会社オーティス	2.54%
加登 隆三	1.52%
シービーエスジー バンク ジュリアス ベア シンガポール ブランチ	1.40%
木村 昌子	1.34%

日本インテグランドホールディングス取引先持株会	1.28%
コメルツバンク（サウス イースト アジア）リミテッド	1.03%
水元 公仁	0.89%
株式会社三菱UFJ銀行	0.76%
株式会社WILL	0.76%

⑧ 公開買付者と対象者の関係等

資本関係	: 該当事項はありません。
人的関係	: 公開買付者の取締役である清塚徳は、対象者の取締役を兼任しており、公開買付者の監査役である中道克明は、対象者の監査役を兼任しております。
取引関係	: 該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	: 該当事項はありません。

(2) 買付け等の期間

①届出当初の買付け等の期間

平成21年1月13日（火曜日）から平成21年2月24日（火曜日）まで（30営業日）

②対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式	1株につき76円
第1回新株予約権	1個につき1円
第2回新株予約権	1個につき1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

(ア) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに当たり、公開買付者及び対象者から独立した第三者機関であり、かつ関連当事者に該当しない大和証券エスエムビーシーから株式価値算定書の提出を受けました。大和証券エスエムビーシーは、採用すべき算定手法を検討の上、対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市場株価法（平成20年12月8日から平成21年1月6日までの1ヶ月間、平成20年10月7日から平成21年1月6日までの3ヶ月間及び平成20年7月7日から平成21年1月6日までの6ヶ月間の各期間の出来高加重平均株価）及び事業計画に基づく対象者の事業の将来像を反映した価値算定が可能となるDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。当該株式価値算定書によりますと、市場株価法では30円から44円、DCF法では53円から92円のレンジが対象者の1株当たり株式価値の算定結果として示されております。

公開買付者は、上記の算定結果を参考に、当該株式価値算定書の株価レンジを勘案して、1株当たり株式価値の範囲を当該算定結果の下限值である30円から上限値である92円の範囲内で検討し、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であるという判断の下、過去の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例をも踏まえた上で、平成21年1月9日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり76円と決定しました。

なお、本公開買付価格は、対象者株式の大阪証券取引所市場第二部における平成21年1月8日の終値28円に対して約171.43%（小数点以下第三位を四捨五入。以下算定の基礎及び算定の経緯において同じ。）のプレミアムを、平成21年1月8日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値30円（小数点以下四捨五入。以下算定の基礎及び算定の経緯において同じ。）に対して約153.33%のプレミアムを、平成21年1月8日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値30円に対して約153.33%のプレミアムを、

平成21年1月8日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値39円に対して約94.87%のプレミアムを、それぞれ加えた価格となります。

(イ) 本新株予約権

本日現在において、対象者の本新株予約権について、対象者普通株式1株当たりの行使価額（第1回新株予約権：658円、第2回新株予約権：254円）は本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価額である76円をいずれも上回っております。

加えて、対象者の本新株予約権は、対象者の取締役、執行役員、職員又は使用人に対してストックオプションとして発行されたものであり、権利行使時において対象者の取締役、執行役員、職員又は使用人の地位にあることが行使の条件とされ、また、本新株予約権の割当契約においては、本新株予約権の全部又は一部につき、譲渡、担保権の設定が禁止されております。そのため、公開買付者は、本公開買付けにより当該本新株予約権を買い付けたとしても、これを行行使することはできないと解されます。以上の理由から、本新株予約権の買付価格を1円とすることに決定いたしました。

②算定の経緯

(ア) 普通株式

公開買付者及びCLSAサンライズキャピタルは、本提携以降、更なる関係強化を目指して、継続的に協議を行ってきました。当該協議を踏まえた上で、公開買付者は、本公開買付けに至る意思決定過程における恣意性を排除するため、大和証券エスエムビーシーをフィナンシャル・アドバイザーとして選任し、また、西村あさひ法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ながら、慎重に議論・検討を更に重ねてまいりました。

公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券エスエムビーシーが平成21年1月7日付で提出した株式価値算定書の株価レンジを勘案して、1株当たり株式価値の範囲を当該算定結果の下限值である30円から上限値である92円の範囲内で検討し、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者の既存株主の皆様に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であるという判断の下、過去の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例をも踏まえた上で、平成21年1月9日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり76円と決定しました。本公開買付価格は、対象者株式の大阪証券取引所市場第二部における平成21年1月8日の終値28円に対して約171.43%のプレミアムを、平成21年1月8日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値30円に対して約153.33%のプレミアムを、平成21年1月8日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値30円に対して約153.33%のプレミアムを、平成21年1月8日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値39円に対して約94.87%のプレミアムを、それぞれ加えた価格となります。

対象者は、買付価格に対する意思決定において、不当に恣意的な判断がなされないよう、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるアビームM&Aコンサルティングに対象者の株式価値の評価を依頼し、平成21年1月8日、アビームM&Aコンサルティングより株式価値算定書を取得しました（なお、対象者は、第三者算定機関より公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）。アビームM&Aコンサルティングは対象者の株式価値を評価するにあたり、本件における評価手法を検討した結果、市場株価法及びDCF法を用いて対象者の株式価値評価を行いました。当該株式価値算定書によると、市場株価法においては、平成21年1月8日を評価基準日として、基準日終値、1ヶ月単純平均及び出来高加重平均、3ヶ月単純平均及び出来高加重平均によって株式価値を評価し、DCF法においては、対象者の収益予測等の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、株式価値を評価しております。当該株式価値算定書によると、対象者の株式1株あたりの株式価値は、市場株価法で28円から30円、DCF法では61円から83円のレンジで評価されております。また、対象者及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同から法的助言を受け、これらを参考にしつつ、平成21年1月9日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件について慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同することにつき承認可決しました。

なお、対象者取締役のうち、清塚徳氏は、公開買付者の発行済株式総数の100%を保有するCLSAサンライズキャピタルより指名された取締役でありますので、利益相反回避の観点から、対象者における本公開買付けに関する審議及び決議に参加していません。

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間を法令に定められた最低期間が20営業日であるところを30営業日としております。

公開買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と対象者との間で、他の買付者による対象者株式の買付けを阻害するような合意は存在しておらず、対象者取締役会の判断の公正性（買付価格の適正性）を客観的にも担保していると考えております。

（イ）本新株予約権

本日現在において、対象者の本新株予約権について、対象者普通株式1株当たりの行使価額（第1回新株予約権：658円、第2回新株予約権：254円）は本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価額である76円をいずれも上回っております。

加えて、対象者の本新株予約権は、対象者の取締役、執行役員、職員又は使用人に対してストックオプションとして発行されたものであり、権利行使時において対象者の取締役、執行役員、職員又は使用人の地位にあることが行使の条件とされ、また、本新株予約権の割当契約においては、本新株予約権の全部又は一部につき、譲渡、担保権の設定が禁止されております。そのため、公開買付者は、本公開買付けにより当該本新株予約権を買い付けたとしても、これを行行使することはできないと解されます。以上の理由から、平成21年1月9日開催の取締役会において、本新株予約権の買付価格を1円とすることに決定いたしました。

③算定機関との関係

該当事項はありません。

（5）買付予定の株券等の数

株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定数の下限	株式に換算した買付予定数の上限
13,495,208株	13,495,208株	一株

- （注1） 株式に換算した応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定数の下限」（13,495,208株。以下「買付予定数の下限」といいます。）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。
- （注2） 本公開買付期間末日までに本新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のある対象者株式も本公開買付けの対象としております。
- （注3） 本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等の最大数（株式に換算したもの）は、39,271,811株となります（以下「最大買付株式数」といいます。）。これは、対象者の第1期第1四半期報告書（平成20年11月14日提出）に記載された平成20年9月30日現在における対象者の発行済株式総数（39,465,000株）に、同四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在における第1回新株予約権の目的となる株式数の総数（1,136,000株）及び第2回新株予約権の目的となる株式の総数（304,000株）（平成20年10月1日以降本日までに行使された本新株予約権に係るものを含みます。）を加え、同四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在において対象者が保有する自己株式数（1,633,189株）を控除した株式数となります。但し、特別関係者であるCLSAサンライズキャピタルは、公開買付者との間で、本公開買付けに応募しない旨合意しているため、CLSAサンライズキャピタルの所有株式数12,686,000株を最大買付株式数39,271,811株から控除した26,585,811株が実質的な最大買付株式数となります。
- （注4） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主の皆様による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い買付け等の期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、法令の手続きに従い当該株式を買い取ります。
- （注5） 対象者が所有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

（6）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合0.00%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	12,686 個	(買付け等前における株券等所有割合32.30%)
買付予定の株券等に係る 議決権の数	13,495 個	(買付け等後における株券等所有割合66.67%)
対象者の総株主等の議決権の数	39,446 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数の下限(13,495,208株)の株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第1期第1四半期報告書(平成20年11月14日提出)に記載された平成20年7月1日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び公開買付け期間の末日までに本新株予約権の行使により発行等した又は発行される可能性のある対象者の普通株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、第1期第1四半期報告書(平成20年11月14日提出)に記載された平成20年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(39,465,000株)に、同四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在における本新株予約権の目的となる株式数の総数(1,440,000株)(平成20年10月1日以降本日までに行使された本新株予約権に係るものを含みます。)を加えて、本公開買付けを通じて取得する予定のない第1期第1四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の対象者の保有する自己株式数(1,633,189株)を控除した39,271,811株に係る議決権の数である39,271個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注4) 株券等所有割合については、小数点以下第三位を四捨五入してあります。

(注5) 公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますので、買付け等後における株券等所有割合は最大で100.00%となる可能性があります。

(7) 買付け等に要する資金 1,026 百万円(予定)

(注) 買付け等に要する資金は、応募株券等の全部が普通株式であったと仮定した場合の金額として、買付予定数(13,495,208株)に1株あたりの買付価格76円を乗じた金額を記載しています。但し、応募株券等の総数が買付予定数(13,495,208株)以上の場合にも、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、最大買付株式数(39,271,811株)の全てを買付けた場合の買付代金は、2,985百万円になります。

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券エスエムビーシー株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

②決済の開始日

平成21年3月6日(金曜日)

③決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込

みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店若しくは全国各支店にてお支払いします。

（９）その他買付け等の条件及び方法

①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時までに応募受けをした公開買付代理人（復代理人にて応募受けをした場合には復代理人）の各本店若しくは全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株主等の指示により、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主口座の状態にすることにより返還します。また、応募に際し公開買付代理人又は復代理人に対して新株予約権証券が提出された場合には、買付けられなかった新株予約権証券を応募株主等へ交付します。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第 27 条の 6 第 1 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。

但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、又、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しも含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 21 年 1 月 13 日（火曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券エスエムビーシー株式会社
大和証券株式会社（復代理人）

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成 20 年 1 月 9 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議しております。公開買付者は、対象者との間で、平成 21 年 1 月 9 日付けで基本合意書を締結し、本公開買付

けに賛同することの他、対象者が正当な理由なく当該賛同決議を撤回せず本公開買付けの実施を妨げるような行為を行わないこと、対象者並びにその子会社及び関連会社がその事業に重大な影響を与える行為を行う場合には予め公開買付者の承認を得ること等について合意をしております。

また、公開買付者の発行済株式総数の100%を保有するCLSA サンライズキャピタルは、対象者との間で、株主総会における選任決議を条件として、一定数の対象者の役員を派遣できること等を合意しております。また、公開買付者の特別関係者であるCLSA サンライズキャピタルは、本手続後、対象者の経営陣との間で、CLSA サンライズキャピタルの承諾がない限り合理的な理由なく対象者における地位を辞任しないこと、及びその他対象者の経営に関する事項等を合意することを検討しております。

(2) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

機動建設工業は、昭和21年10月、創業者の木村又左衛門により土木建築請負及び建築材料の販売を主な目的として、資本金18万円で兵庫県武庫郡（現兵庫県神戸市）に設立されました。以後、わが国初の推進工法による管理設工事の成功を背景に各地で同工法による管理設工事を施工してまいりました。機動建設工業は、昭和59年8月に国際コンクリート株式会社と合併、事業分野をPC工法による橋梁・タンクの築造にまで業容を拡大し、平成8年3月に機動建設工業株式は大阪証券取引所市場第二部に上場を果たしました。また機動建設工業は、平成18年3月に日本建設を子会社化することにより民間建築への本格参入を果たし、また平成18年5月には台湾機動建設工程股份有限公司（海外子会社）を設立して海外での推進工事市場にも本格的な進出を果たしました。その後、平成20年7月1日に機動建設工業が株式移転及び吸収分割等のグループ内組織再編を行うことにより、対象者は機動建設工業及び日本建設の2社を事業の中核企業とした連結子会社6社で構成される持株会社体制に移行しました。対象者は、現在、国内外の民間企業、中央省庁及び地方公共団体等から建築・土木その他の建設工事全般を受注し、工事施工を行うほか、中規模不動産へのバリューアップ投資業務に従事しております。

機動建設工業は、企業価値向上への施策の一環として、平成18年8月に第三者割当増資を行い、また子会社の日本建設株式の一部を譲渡することにより、公開買付者の100%親会社であるCLSA サンライズキャピタルと本提携を構築しました。CLSA サンライズキャピタルは、本提携実施以来、大株主の立場から対象者グループの経営に関与して参り、経営体制面においては、社外役員を派遣することを通じた対象者グループのコーポレートガバナンスの強化、及びより効率的なグループ運営に資するホールディングカンパニー体制への移行、また事業面においては、対象者グループの推進工事におけるアジア展開、対象者グループの企業価値創造に資する国内外における戦略的提携又はM&A 機会の検討、及び第三者割当増資資金を活用した機動的な不動産投資活動等の側面から支援を続けて参りました。

対象者グループは、現経営陣のリーダーシップの下、国内トップシェアの推進工事事業、PC工事事業及び不動産投資事業からなる機動建設工業と民間建設を主力事業とする日本建設の2社を中核とする官需と民需にバランスのとれたビジネスポートフォリオを構築し、また、推進工事の新規市場開拓を目指すアジア展開、収益性重視の受注体制の遂行、コスト構造の見直し、その他企業価値向上のための適切な経営施策を講じることで、堅調な業績を達成してきました。

他方、対象者グループが事業を行う建設・不動産業界に目を向けると、減少する政府建設投資の影響、建築基準法の改正による住宅着工遅延等の影響、鋼材を始めとする原材料価格の変動、競争の激化によるマージンの縮小、そして昨今の金融及び不動産不況といった厳しい環境に直面しております。

こうした厳しい経営環境の中で、公開買付者及びCLSA サンライズキャピタルは、今後対象者グループを更に中長期的に発展させるためには、短期的には損益にネガティブな影響を与えうる更なる海外展開や資産処分を含む経営資源の再配分といった、一貫した経営理念に基づく企業価値創造に向けた抜本的な経営施策を遂行することが必要不可欠との認識をもっており、こうした経営課題に適確に対応していくためには、中長期的な視点からグループ経営を推進できる体制を構築することが急務であると認識するに至り、対象者との間でも継続的に協議を重ねてきました。

以上を踏まえ、公開買付者及びCLSA サンライズキャピタルは、対象者の企業価値向上のための必要な施策を迅速に実施するためには、短期的な利益を求められがちな公開会社であるよりも、戦略的非公開化を行うとともに、本提携の枠組みを超えた強固な資本関係を対象者と構築することが必要かつ効果的であると考えに至り、本公開買付けを対象者に提案いたしました。その後、両社にて慎重に協議を

進めた結果、対象者は提案内容につき賛同するに至り、公開買付者は本公開買付けを実施することといたしました。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等

対象者は本日現在において公開買付者の子会社ではありませんが、公開買付者の発行済株式総数の100%を保有する CLSA サンライズキャピタルは、対象者の普通株式 12,686,000 株（所有株式割合 32.14%）を保有しており、対象者に対して取締役及び監査役を派遣しています。このような状況を踏まえ、公開買付者及び対象者は、以下のように本公開買付けの公正性を担保するための配慮を行っております。

公開買付者は、本公開買付けに至る意思決定過程における恣意性を排除するため、大和証券エスエムビーシーをフィナンシャル・アドバイザーとして選任し、また、西村あさひ法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ながら、慎重に議論・検討を重ねてまいりました。

公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券エスエムビーシーが平成 21 年 1 月 7 日付で提出した株式価値算定書の株価レンジを勘案して、1 株当たり株式価値の範囲を当該算定結果の下限値である 30 円から上限値である 92 円の範囲内で検討し、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者の既存株主の皆様に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であるという判断の下、過去の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例をも踏まえた上で、平成 21 年 1 月 9 日開催の取締役会において、本公開買付価格を 1 株当たり 76 円と決定しました。

一方対象者は、買付価格に対する意思決定において、不当に恣意的な判断がなされないよう、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるアビーム M&A コンサルティングに対象者の株式価値の評価を依頼し、平成 21 年 1 月 8 日、アビーム M&A コンサルティングより株式価値算定書を取得しました（なお、対象者は、第三者算定機関より公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。アビーム M&A コンサルティングは対象者の株式価値を評価するにあたり、本件における評価手法を検討した結果、市場株価法及び DCF 法を用いて対象者の株式価値評価を行いました。当該株式価値算定書によると、市場株価法においては、平成 21 年 1 月 8 日を評価基準日として、基準日終値、1 ヶ月単純平均及び出来高加重平均、3 ヶ月単純平均及び出来高加重平均によって株式価値を評価し、DCF 法においては、対象者の収益予測等の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、株式価値を評価しております。当該株式価値算定書によると、対象者の株式 1 株あたりの株式価値は、市場株価法で 28 円から 30 円、DCF 法では 61 円から 83 円のレンジで評価されております。また、対象者は、意見表明の適法性等に関して、対象者及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同から法的助言を受け、これらを参考にしつつ、平成 21 年 1 月 9 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件について慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同することにつき承認可決しました。

なお、対象者取締役のうち、清塚徳氏は、公開買付者の発行済株式総数の 100%を保有する CLSA サンライズキャピタルより指名された取締役でありますので、利益相反回避の観点から、対象者における本公開買付けに関する審議及び決議に参加していません。

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間を法令に定められた最低期間が 20 営業日であるところを 30 営業日としております。

公開買付期間を比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と対象者との間で、他の買付者による対象者株式の買付けを阻害するような合意は存在しておらず、対象者取締役会の判断の公正性（買付価格の適正性）を客観的にも担保していると考えております。

(4) 投資家が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者株式は、現在、大阪証券取引所市場第二部に上場していますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券の数に上限を設定していないため、対象者株式は、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所の規程に従い、所定の手続を経て上場廃止になる可能性があります。また、公開買付者は、本手続により、CLSA サンライズキャピタルが現在保有する対象者の普通株式と合わせて対象者の発行済株式（但し、自己株式を除きます。）及び新株予約権の全てを取得することが予定されておりますので、その場合には、対象者株式は、大阪証券取引所の規程に従い所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、対象者株式を大阪証券取引所において取引することはできません。また、本手続が行われる場合、対象者の全部取得条項が付された普通株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われない予定です。

以 上

<公開買付けのお手続きに関するお問い合わせ先>

大和証券エスエムビーシー株式会社又は大和証券株式会社の各本店又は全国各支店

<報道関係者のお問合せ先>

エヌアイエイチ・インベストメント株式会社 プレス担当窓口

ギャビン・アンダーソン・アンド・カンパニー （服部、西岡）

電話番号：03-5404-0640

・このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申し込みをされる際には、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主の皆様ご自身のご判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けにかかるいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

・本書面に含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（2009年1月9日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて掲載された時刻）から12時間を経過するまでは、日本インテグランドホールディングス株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。